

令和5年度 第1期定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき執行した令和5年度第1期定期監査等について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

藤沢市監査委員	中川隆
同	石田晴美
同	西智
同	平川和美

第1 監査の概要

1 監査の実施期間

2023年（令和5年）4月4日から同年6月6日まで

2 監査の種類及び対象

（1）地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

経済部、計画建築部

（2）同第7項に基づく出資団体監査

公益財団法人湘南産業振興財団、公益財団法人藤沢市まちづくり協会

藤沢市土地開発公社、一般財団法人藤沢市開発経営公社

3 監査の範囲

主として、令和4年度（2022年4月1日から2023年2月末日まで）に執行した上記部局各課等が所管する財務に係る事務及び出資団体における出納その他の事務

4 監査の着眼点

（1）事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。

（2）収入に係る事務は適正に行われているか。

(3) 支出に係る事務は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

藤沢市監査基準に準拠して次により実施した。

- (1) 監査対象課等から提出された事前資料等に基づき調査事項を決定し、関係資料の試査・照合及び関係職員に対してヒアリングを行った。
- (2) 事務事業の執行状況等について監査委員によるヒアリングを行った。

第2 監査の結果

監査対象課等における調査事項ごとに関係書類等を調査した結果、おおむね適正に執行されていたが、事務の一部に改善すべき点及び検討を要する点が見受けられた。改善すべき点については留意し、適正に事務が執行されるように努められたい。また、検討を要する点については、意見として付すので、改善に向けて検討されたい。

なお、監査の際に発見されたその程度が軽微なもので、是正が容易にできる等の事項については、所管する部局長に別途通知したのでその記述を省略した。

1 指摘事項

(1) 定期監査

ア 補助金の執行

(ア) 補助金交付申請が事業完了後の申請となっている。(経済部観光課)

・令和4年度海水浴場救護警備事業補助金

補助金交付を受けようとするものは、事業の着手前に申請書ほか関係書類を市長に提出しなければならないとしているが、事業完了後に申請を受け、交付決定をしている。また、本補助金について申請書一式の精査及び完了後提出される書類の事務処理に不備が見られる。

なお、藤沢市補助金交付規則では事業の性質上事業の着手前に申請することが困難と市長が認めるものについては、市長が別に定める期日までに提出するものとなっているが、本事業は例年事業着手前に申請手続きを行っており、補助金交付要綱等に別途期日を定めておらず、また、起案時に事後申請に関する説明はなくその意思決定を行っていないもの。

2 意見・要望

(1) 定期監査

ア 委託料の執行

(ア) 契約手続きに検討を要する。(経済部産業労働課)

一部事業については、1者との随意契約が長期間続いているものが見受けられた。事業の性質により、随意契約となることは理解できるが、一般的に長期間の随意契約は価格の妥当性が確保されなくなることが懸念されるため、可能な限り複数者からの見積りを徴取するなど、価格の妥当性を確保されるよう検討されたい。

また、事業開始当初とは、状況が変化していることが考えられるため、適正な随意契約理由となっているかどうかを適宜見直し、現在の契約方法が続けることが適切かどうか検討をされたい。

(イ) アンケートの実施方法及び契約手続きに検討を要する。(経済部観光課)

藤沢市江の島サムエル・コッキング苑管理運営業務及び藤沢市江の島岩屋管理運営業務等については、いずれも指定管理業務となっている。その業務内容には協定により意見聴取としてアンケートを実施することとしている。

しかしながら、その実施回数や時期等については、改善の余地があると考えられ、例えばアンケートの実施方法については、二次元コードを利用する等デジタル技術の活用等を検討されたい。

また、観光宣伝事業業務や観光案内業務などの観光事業については、その性質上、業務委託先として藤沢市観光協会を長期間随意契約先としている。藤沢市観光協会の地域に密着したきめ細かい事業展開は地元住民や商店主にも信頼厚く貢献があることは理解するが、一般的に長期間の随意契約は、競争性、公平性を損ない、事業の硬直化が起りやすいとされている。

このため、長期間の随意契約の妥当性の検証やプロポーザル方式等、新たなアイデアなどが取り入れられる契約への移行可能性について検討

されたい。

(ウ) 業務の実施方法に検討を要する。(計画建築部街なみ景観課)

違反屋外広告物除去作業業務について、歩道等に設置されるカラーコーンに貼付された広告物についてのみ行われており、業務としては、広告物の撤去という目的は達成されているものの、残置されたカラーコーンについては歩行者や自転車等交通の妨げとなるため、一体として撤去するなど検討されたい。

イ 市営住宅の管理状況

(ア) 市営住宅の長期マネジメント計画の策定について。(計画建築部住宅政策課)

市営住宅は、耐用年数 70 年を目途に維持管理するものである。しかしながら、建設から 50 年を経過した住宅は老朽化が著しく、入居者を募集するためには一戸あたり約 100 万円を超える空家修繕を必要とする状況である。

そうした状況の中で、事業課として入居希望者のニーズを探りながら募集要件の緩和をする等、様々な対策を行っていることは評価するが、空家修繕を行っても入居希望者のない住戸や、予算が限られているため空家修繕ができず、入居者募集を断念せざるを得ない住戸も発生している。特に老朽化が進んでいる市営古里住宅(昭和 42 年建設)は、駐車場がない、一部の部屋にはエアコンが設置できない等機能性が良くないため、空家修繕の費用対効果、ニーズ等を勘案し、すべての住戸を募集対象としていない状況となっており、現在の入居率は約 60%である。空室戸数の増加は、治安の悪化や地域コミュニティの崩壊を招くおそれもあるため、建て替え等の明確な管理計画が必要である。

市営住宅の管理には、長寿命化、更新(建て替え)、借上住宅への移行等が考えられる。財政の平準化、住民ニーズ、改修工事の費用対効果等を総合的に勘案した長期マネジメント計画の策定が急務である。

指摘事項 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法律、政令、省令、条例、規則に明確に違反していると認められるもの。
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの。
- (3) 不適正な財務会計事務が行われているもの。
- (4) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から改善を要するもの。
- (5) 前回注意事項とされたもので、是正、改善の兆候が認められないもの。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、不当又は適正を欠く事項で、指摘事項が適当であると認められるもの。

意見・要望 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から注意喚起又は検討をすることが必要であると認められるもの。
- (2) その他、監査委員が特に要望する必要があると認められるもの。